

耐震改修計画作成について

耐震改修計画作成とは

建物を地震に強くするための設計図を作成することです。

耐震改修計画作成の実施方法

耐震診断の結果で「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判断された場合には、建築の専門家（1級建築士等）に計画作成を依頼してください。

助成金の有無

有り：墨田区木造住宅耐震改修促進助成金

助成の対象条件として、建物の過半が住宅で有る必要があります。

計画作成に関する助成金の一覧

「助成対象：耐震改修工事」の対象条件（下記条件を共に満たす方）

助成対象	助成率	助成限度額
耐震改修工事	10 / 10	15万円

- ・国土交通省が定める指標で、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断される工事を計画し、実施する場合。（上部構造評点1.0以上）
- ・墨田区が定める緊急対応地区内に建築されている木造建築物であること。
次頁緊急対応地区図参照

上記「助成対象：耐震改修工事」の対象条件を満たさない方

区分	助成率	助成限度額
簡易改修工事	1 / 2	5万円

（助成に関する条件については、「耐震改修助成の申請手順と提出書類」をご確認下さい。）

緊急対応地区図



向島一丁目から五丁目まで
東向島一丁目から六丁目まで
堤通一丁目及び二丁目
墨田一丁目から五丁目まで
押上一丁目から三丁目まで
京島一丁目から三丁目まで
文花一丁目から三丁目まで
八広一丁目から六丁目まで
立花一丁目から六丁目まで
東墨田一丁目から三丁目まで

本所三丁目
東駒形二丁目
東駒形三丁目

横川二丁目

緊急対応地区：



緊急対応地区とは

地震による木造住宅の倒壊を防止するため、緊急に木造住宅の耐震化促進を図る必要がある区域